

令和4年7月羽島市教育委員会定例会

議第45号 令和5年度使用小・中学校用教科用図書の岐阜地区採択について 審議議事録

○日 時 令和4年7月28日（木曜日）

○場 所 羽島市役所3階 302会議室

○出席教育委員	教育長（議長）	森 嘉 長
	教育委員	黒 田 淳
	教育委員	今 枝 甫
	教育委員	春 日 民 奈
	教育委員	今井田 裕 子

△日程第3 議第45号 令和5年度使用小・中学校用教科用図書の岐阜地区採択 について

◎**教育長** 次に、日程第3 議第45号「令和5年度使用小・中学校用教科用図書の岐阜地区採択について」を議題といたします。事務局から説明願います。

◎**学校教育課長** 羽島市をはじめ、岐阜市を除く岐阜地区の各市町は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条4項に基づき、岐阜地区採択協議会を設置しています。岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約第3条にもありますように、この協議会は、関係市町教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究・協議を行うことを目的としています。本年度は5月27日に第1回協議会で書面決議にて実施された後、6月27日に第2回協議会が実施され、協議の上、岐阜地区として教科用図書の選定がなされました。教科用図書の採択については、市教育委員会の責任と権限において議決を経て行いますが、同法第13条5項により、この岐阜地区採択協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないことが定められていますので、本日も、この選定結果と同一の案となっています。令和5年度使用小学校教科用図書については引用します。令和5年度使用小学校教科用図書については、会議案9ページのものとなります。10ページは令和5年度使用中学校教科用図書の一覧です。小学校も中学校も特別な事情がない限り、令和4年度と同様の教科用図書を採択する必要があります。本年度使用している全ての発行者について、倒産等特別な事情はありませんので、ご承認の程よろしく申し上げます。

◎**教育長** 法令には、特別な事情がない限り同じものを採択するという規定がありますが、岐阜地区もその規定を踏まえ協議し、同じものを採択したということになります。質問のある委員は、ご発言をお願いします。

◎**教育委員** 私が教員をしていた際は道徳には教科書がありませんでしたが、今どのように使用していますか。

◎**学校教育課長** かつては学校が道徳用の資料を選んでいましたが、教科書によりどの児童生徒も同じ教材で道徳の授業を受けられるようになっています。

◎**教育委員** 書写の教科書について、出版社が小中学校で異なっていますが、その理由は何でしょうか。

◎**学校教育課長** 岐阜地区の子供たちの実態に合うものを選んでいきます。また、異なる出版社ですが、それぞれ検討がなされ、整合性の確認をしています。

◎**教育委員** 算数・数学の教科書について、シェア1位の出版社の教科書ではないですが、その理由は何でしょうか。

◎**教育長** 岐阜県の算数・数学の授業に適しているかどうか判断基準としてあると思われます。

◎**教育委員** 英語の教科書の欄にピクチャー・ディクショナリーという書籍がありますが、これは辞書でしょうか。

◎**教育長** これは辞書というよりも、辞書形式の教材です。教科書を補うもので、巻末に索引があります。

◎**教育長** それでは、議第45号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認めます。よって、議第45号は原案のとおり可決することといたします。